

高齢者・障がい者の安曇野市地域見守り活動に関する連携協定

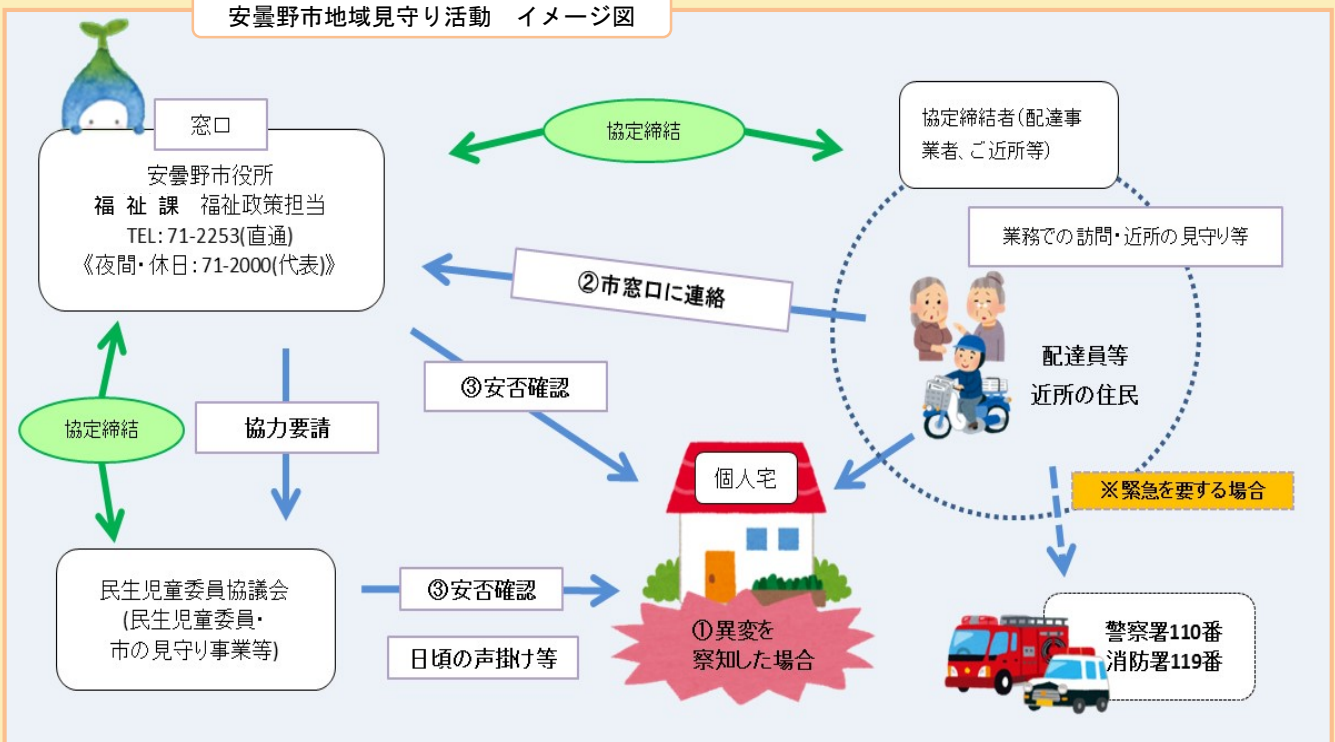
安 曇 野 市

市では平成 29 年 2 月より、市と協定締結団体が相互に協力連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進しています。

取組 1 高齢者等の緊急事態などに、適切かつ速やかに対応する地域見守り活動

○協定締結者は、日常業務や近所づきあい等で高齢者等宅を訪問等した際に、新聞がたまっている等、普段と違う様子、また、事故等につながると推測される異変を察知した場合には、支障のない範囲で市に連絡する見守り活動を実施します。

安曇野市地域見守り活動 イメージ図



- ※1 明らかに緊急性が認められる場合は警察署や消防署へ通報します。
- ※2 市は連絡を受けた場合は、速やかに安否確認を行い、日頃からの見守りや支援が必要だと判断される高齢者等には、民生児童委員や地域の協力をいただける方と連携を図り事故防止に向けた支援を行います。
- ※3 異変を察知した場合（生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）の市窓口への連絡、緊急時の警察署や消防署へ通報等は、個人情報保護に関する法律に抵触しません。ただし、本活動の実施により知り得た個人情報を、本活動の目的以外に利用、又は漏らしてはなりません。

取組 2 高齢者等が安心して生活することができる地域づくりに関する活動

○協定締結者は、市が行う見守りや高齢者等が安心して暮らせる事を目的として実施する研修会等へ参加や、専門知識により講師を務める等、高齢者等が安心して暮らすための地域づくりに努めます。

○協定締結者は、自らも地域づくりの活動に努めるほか、できる範囲で市が実施する取組に協力をします。